



2020年5月20日

各位

会社名：フジ日本精糖株式会社  
代表者名：代表取締役社長 櫻田 誠司  
(コード番号 2114 東証第2部)  
問合せ先：執行役員管理本部本部長  
吉水あつ子

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月20日開催の取締役会において「定款一部変更の件」および「補欠監査役1名選任の件」を2020年6月23日開催予定の第97回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款一部変更の件

##### (1) 変更の理由

法令に定める監査役員の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は、下記のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3 当社は、会社法第329条第3項により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>ただし、前条4項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年6月23日予定
定款変更の効力発生日	2020年6月23日予定

2. 補欠監査役1名選任の件

(1) 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名を選任するものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
ふじた せいじゅん 藤田 世潤 (1954年 3月25日生)	1977年10月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人 トーマツ) 入所 1986年7月 藤田会計事務所開設 2000年6月 新創監査法人設立代表社員(現任) 2006年4月 新創監査法人理事長就任(現任) 2008年10月 新創パートナーズ税理士法人設立 代表社員就任(現任)	一 株
<p><b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>公認会計士としての専門的な知識・経験等を活かし、独立した立場で監査体制の強化に資することが期待されるため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p>		

(注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 藤田世潤氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3. 藤田世潤氏が社外監査役に就任された場合は、当社は会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります
4. 藤田世潤氏が社外監査役に就任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上